

第8章 都市の快適と美観

第1節 都市と自然美

§ 115 自然美の保存

都市は人工に依り創造されたもので、建築に依り輪奐の美を發揮してゐるが、自然より遠ざかり、自然美を破壊しつゝあるものが尠くない。森林、樹木を亂伐して河川、溪谷、湖沼、田園の風致を損傷し、或は緑の樹木を全く見ることの出来ない地區を作つてゐるものさへある。竹木の伐採、土石の採取、地形・地物の変更により、自然美を破壊した場合には以前の状態に恢復することは困難である。自然美の保存は現時の如き無統制な都市の發展には必要となる。天然自然の風景地、名勝地等にありては特に自然美の保存に注意せねばならぬ。從來保勝會等設けられ風致の保存に盡力して來たが、地域制、風致地區の指定等によりこれが目的達成に一層の努力を必要とする。

自然美には天然の風景、河川、山嶺、丘陵、湖海、沼澤、河岸地、森林、樹木、史蹟、名勝、天然記念物、草原、田園美等がある。而してこれ等を破壊するものは人工による地形、地物の変更と種々の建築物構造物である。家屋、工場、小屋等の建築、道路、鐵道、河川、運河の開鑿、橋梁、架空線、廣告物、煙突等の設置、土砂、石材の採取、屑石、塵芥の投棄、地形・地物の変更によつて自然美を毀損してゐる。充分な注意と取締の勵行によつて自然美の保存と調和を得ることに留意せねばならぬ。

§ 116 史蹟名勝地の保存

史蹟名勝地は永い歴史と文化、天然自然の景勝を以て其の地、其の場所に特に有する特典、特徴である。他の場所に移すことを得ない、又一度破壊したならば恢復は困難である、而して附近の環境もこれに適應せねばならぬもので、史蹟名勝地の保存維持は極めて重要である。單

に史蹟名勝地其のものゝ保存のみでなく、環境がこれに調和する様、相當範圍に亘る風致、外觀の保存に注意を要する。これが爲めには地域制、風致地区の設定と之が勵行によらねばならぬ。

京都、東京、大阪を初め全國37市町に既に指定された風致地区は、史蹟、景勝地保存をその重要目的とし、他面綠地保存に貢獻することが多いものである。⁽¹⁾

§ 117 天然紀念物の保存

天然の樹木、岩石等にして珍しく極めて稀なるものは天然紀念物として指定され、これが保存に努められてゐる。一本の木、一群の樹木、森林等種々あるが、長年月間に亘り、天然が生育した記念物、天然が創造した記念品である。これ等の保存、景觀の維持は特に吾々に課せられた責務である。

都市の内外に繁茂した綠樹の一群があることは美觀上、衛生上に好都合である。各戸の庭園、空地に、街路に、樹木並樹等の存在することは市内に自然美を取り入れることになる。都市の綠化は衛生と共に美觀上より必要である。街路樹は或る延長に亘つて同種類のものを採用するが、美觀上好結果を齎す。伯林のリンデン、巴里のマロニエー、大連のアカシア等特に有名となつてゐる。

§ 118 田園美の保存

市街地の膨脹發展に伴つて郊外地田園は市街化され、綠の田園、草原は灰色の瓦屋根で漸次覆はれてゐる。静かな農村、樹木立ち茂つてゐる農村・田園の景色は、無統制に散在的に建築される家屋によつて荒され、田舎の景色、風趣を失ひつつある。又主要道路に沿うて帶狀に發展する市街地によつて道路の兩側は遮蔽せられ、道行く人々は田園の景色を眺め樂しむことは出來なくなりつつある。

斯して閑靜淳朴で風趣に富み、都會人の刺戟され尖鋭化された精神の疲勞を慰めるに最も好適な田園美は無惨に失はれつつある。無統

制亂雜なる發展と田園美の破壊を阻止し,田園美の保存・維持を圖ることが必要となるのである。緑地の保存,都市の健全な發達より見るも亦肝要である。

§ 119 廣告,給油所と自然美

郊外地,田舎或は鐵道,軌道,道路沿線の風致を破壊することの大なるものに廣告並に自動車給油所がある。附近田園の風致,河川,山嶽の景色に調和する所更に無く,單に衆人の注目を惹くために俗惡な廣告が天然自然美を破壊してゐることは,多大の關心を要することである。市街地附近或は景勝地に往々斯る廣告物の併立設置されたのを見るが,都市の外觀,自然美保存の點よりして,これ等不體裁な廣告の撤去並に取締を厲行せねばならぬ。

廣告は廣告的價値を重要視して附近環境との調和を閑却し,一般に美觀を損傷し,景色・街路景を害し,附近の地價を低下させる。斯る弊害を防止する爲めには,大いさ・意匠・色彩等其の設計に注意すると共に其の位置に就て制限,取締を行ふ要がある。⁽²⁾

特に廣告の取締を要する場所は

- (1) 公園,散歩道
- (2) 景勝地
- (3) 道路,鐵道,公開地,水面等より田舎の風景を眺められる所
- (4) 農村美を保存せんとする所
- (5) 史蹟名勝地,天然紀念物
- (6) 住宅地特に高級住宅地

等である。停車場,埠頭,運河等工業的利用地に於ては嚴重に厲行され難い。又其の必要も渺いが,餘りに俗惡,醜態に陥らぬ様注意せねばならぬ。

最近我國鐵道省にてはこれ等廣告に就て調査を遂げ,改善に努力しつゝあるやに聞くが觀光上・都市計畫上よりも必要なことである。



第92圖

森林中の給油所外觀

ことなく風致を害すること多大なるものが渺くない。これが取扱設計に當りては美觀上の點に留意せねばならぬ。

第92圖は森林中の給油所外觀を示したものである。

第2節 都市と人工美

§ 120 古建築物,記念物の保存

古い歴史を有する都市,永い文化を誇る地方では有名な古建築物,建造物或は記念物が多數存在する。これ等古建築物の中には一國文化の誇である國寶もある。これ等國寶特別保護建造物は夫々指定せられ,保存に努められてゐるが,其の他の古建造物にして,これが舊態を保存する價値あり,一都市,一地方の誇として,歴史,文化を語り,外觀の美,人存する工美を現す好資料たるものがある。斯る建造物は出來得る限り保存し,都市の誇とし,人工美的維持に努力せねばならぬ。

英國倫敦・チエスター,獨逸フランクフルト・ニュールンベルグ,佛國巴黎,米國費城・ボストン等の都市に於ては由緒ある古建造物の舊態保存に多大の注意と努力とを拂ひつゝあることは注目に値することである。

§ 121 建築物の統制

都市に於ける各個人の建築物は各人の自由意志に依つて建築され得るが、無統制に全く勝手に建築される儘に放任することは許されない。保安衛生上の要求に適合せねばならぬ。又都市の發展を整然と衛生的に能率よく且快適ならしめる爲めに地域の制度に適應せねばならぬ。これは我國市街地建築物法並に都市計畫法に規定されてゐる所であつて、建築物の統制は都市の健全な發達に必要缺く可からざるものである。

而して用途・構造・配置等に關する要求のみならず、愉快に、氣持よく住むためには、都市の外觀、建築物の外觀をも美しくすることが要望され、建築物の形態、高さ、色彩等外觀につき美觀を發揮し得ることを要求するに至るもので、公共的建築物を一個所に集中し建築様式、設計に統制を加へ、統一と調和とを得ることに依つて建築美觀を出現した都市中心地はこの適例である。然も個人の建築物にまでこの統制を及ぼして、外觀上特に建築美を發揮する必要ある地區を限り指定して、これを



第 93 圖

ウェルキン田園都市の住宅と庭園

第2節 都市と人工美 § 121 建築物の統制

要求したものが我國市街地建築物法の美觀地區の規定である。東京宮城附近一帶、大阪中之島並に大阪驛前より御堂筋廣路沿道は美觀地區と指定され、特に建築物の最低限度を規定して餘りに低い貧弱な建築物が建築されることを阻止した。又其の外觀に對しては設計上美觀を考慮すべきことを要求出来るのである。

都市建築物の統制、美觀を致すことは、保養地、郊外地、高級住宅地等氣持よく愉快に生活せんことを特に要求する地區に從來自發的に實施され、好結果を得てゐる。市街地開發の場合規約を設け建築物の外觀美を増し、附近環境との調和を圖ることに努めた。紐育市外フォーレストヒルス、カンサス市のカントリークラブディストリクト、英國レッチソード



第 94 圖

ハムステッド田園郊外の鳥瞰圖

ス、ウェルキン田園都市(第93圖)・ハムステッド田園郊外(第94圖)等にありては建築に際しては何れも會社の建築技師の承認を要することとした。米國カリフォルニア州サンタバーバラ(Santa Barbara)市は地震にて慘害

を蒙り、その復興に際しては、保養地・遊覧都市として美観を發揮することに努め、其の建築様式に外觀に遺憾無きを期し、都市美委員會を設け、建築の統制を行つた。⁽³⁾

§ 122 街路上構造物の統制

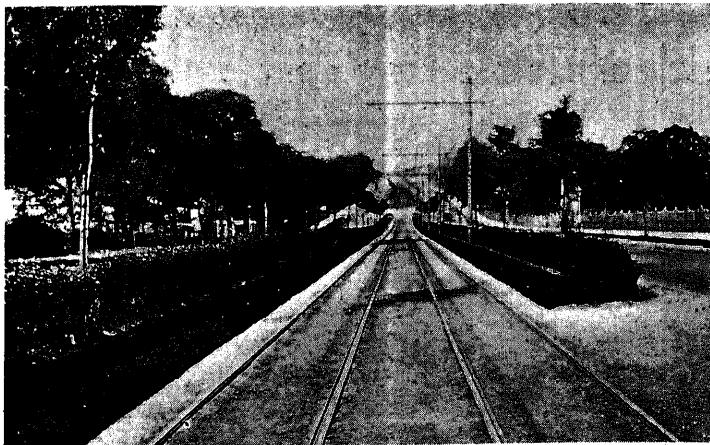
一路上種々の構造物は都市の美観に影響する所が大である。電信、電話、電燈、電力、電車の架空線、之を支へる各種電柱、街燈柱、街路名標、街路樹、脣籠、郵便箱、公衆電話室、電車信号室、消火栓等が歩道上に設けられ、歩道を狭隘ならしめて、歩行の不便となると共に都市の美観を大に毀損してゐるもののが尠くない。

各種電柱、架空線等は其の最も著しいもので、電柱は交通の障礙となり、美観を害し、架空線は不體裁であるのみならず、火災、風雪等により多大の損害を蒙り易く、通信の安全を期待出来ない。依つて各種電纜に代へ地下埋設物として整理する要がある。之には多額の経費を要するから直に實行するは困難ではあるが、漸次實現に努めねばならぬ。斯して都市の便利、安全を増進し、外觀美を改善出来る。歐米先進都市中心部にありては架空線、電柱は街路より既に其の姿を消してゐる。

街燈は街路を照して交通を安全ならしめ、治安に貢獻する所が大で、柱の高さ、間隔は光力に應じて定められる。又街路名標は見易き位置に設ける。而してこれ等柱の設計は美観を添へ修飾的とすることに留意せねばならぬ。

街路樹は街路を美化・綠化するに最も好都合のもので、植樹の普及と愛護とを圖らねばならぬ。然し歩道幅員の餘りに狹小な上に歩行者交通の頻繁な箇所にありては充分に生長することが困難となり、寧ろ植樹しない方がよいこととなる。幅員の大なる街路には並樹の數列、植樹帶、灌木帶、芝生帶等を設けて美化するが、軌道に沿うて生垣を設ける(第95圖)ことは美観上より甚だ好ましい。

脣籠、郵便箱、公衆電話室、電車信号室、消火栓、火災報知器、非常警報器、各



第 95 圖

パーミンガム市外電車線路の外觀

種信號標識、掲示板、廣告塔等は市民の便宜の爲め設置せねばならぬものであるが、歩道交通の障碍となり、美観上往々面白からぬ外觀を呈するから、その配置、設計等に就ては充分注意するこ

とが必要である。實

用のみに囚はれて外觀に無頓着であるが如きは大に慎まねばならぬ。

§ 123 橋梁記念物其の他の構造物

橋梁、噴水、記念碑、銅像、水邊の護岸、記念塔其の他の構造物は公共の用に供するのみならず、人々の慰樂、觀賞の對象物となる。形態の大なること、衆人が容易に接近せられ觀賞出来る位置にあることは其の重要性を増し、都市の重要な記念物、構造物となる。單に實用上より堅牢とするのみでは不充分で、其の外觀、位置、周圍の環境等がこれ等記念物の美的價値を發揮出来る様設計に注意せねばならぬ。

噴水、銅像、記念碑、記念塔等には周圍に相當範圍の空地を存して觀賞に便ならしめ、且背景、環境等が之に調和して居らねばならぬ。⁽⁴⁾ 橋梁にありては外觀の眺望、道路取り付け、水邊都市美等に就て考究し注意を拂ふ要がある。

§ 124 廣告取締

廣告は建築物、街路沿空地、電柱其の他の廣告塔等至る所、衆人の注目を惹く位置に設置されてゐるが、一般に都市の美観を毀損すること大である。夜間は強力な電燈、ネオンサイン等強烈な光と色彩とを用ひて廣告的價値を充分に發揮せんとするものが多くなつた。

各商賈の看板,商標掲示は已むを得ないが,大きいの餘りに大意匠の俗惡・低級なものは建築美を損じ,街路景を害するから,これ等の取締は廣告取締規則として當然規定してよい。街路沿空地に於ける龐大な廣告板,廣告塔等は都市の外觀を損するのみならず交通上,保安上,危險となるから禁止すべきである。殊に強烈な色彩,光度等を使用するものにありては交通の支障となることが少くない。

斯る俗惡・不體裁な廣告は住居地域,公園附近等安靜,快適を要求する地區には地域制により禁止し或は取締を行つて差支無い。然しこれは美觀上と危險防止の上より出來ることで單に美觀のみを理由とすることは困難である。商工業地域では交通上危險防止の見地より大きいを制限し,或は課稅により大なる廣告物に對しては負擔を増大する等の方法を探る。又意匠の改善向上を圖り,俗惡・不體裁な廣告が出現しない様に努める。

然れども市内各所に於ける廣告掲示は或程度必要である。これが目的の爲めには一定の場所を指定して廣告塔,廣告板,掲示板を設置して,之を利用せしむれば,人々が常に注意を拂ふ様になつて其の効果は大となり,然も都市の美觀を損すること無くて極めて好都合となる。巴里,柏林市の各所に設けられた廣告塔はこの例である。

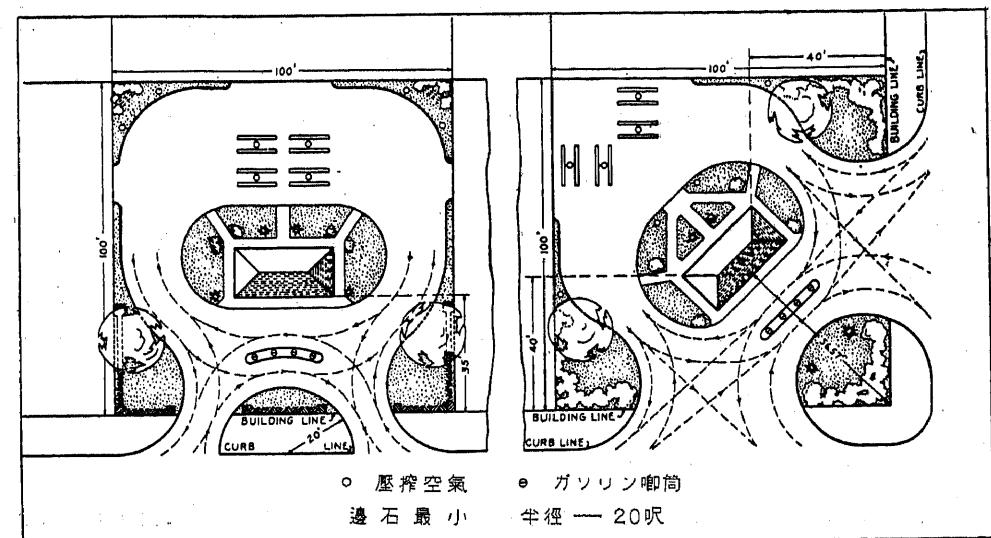
§ 125 自動車給油所

自動車給油所は最近自動車利用の激増に伴つて各地に建設されるに至つた。走行してゐる自動車が隨所に容易にガソリンを補給されるから大に便利を増した。然し給油所の位置,構造,外觀等が便利で且附近環境と調和することに心掛けねばならぬ。

郊外地,田舎地方では附近の風景,風致を破壊しない様設計上注意が肝要である。市内住居地では瓦斯爆發,火災發生の危険あり,又多數自動車が出入することは附近を騒擾ならしめて安靜快適を破り,歩行者に危險を與へ,外觀上よりも面白くない。従つて其の設置は不可であ

る。殊に附近に學校,病院,神社,寺院,教會,圖書館,兒童公園等が存在する場合には一層不可となる。

商業地,交通頻繁な街路附近にては給油所は必要となり,その設置は已むを得ないが,主要交通道路に直接接するを避け,歩行者,通過車輛の少い横道を選択するがよい。主要街路の交叉點附近の見易き場所にして歩行者交通の障礙となること少く,交通事故を起すこと少き箇所を選びて交通の安全と便利を圖り,外觀は醜とならぬ様,構造に對しては特に防火的とし,爆發,火災の危険を來さず,且消火施設を施す等設計に注意せねばならぬ(第96圖)。



第 96 圖
給油所の計画圖

§ 126 各方面の協力

都市の美觀は建築美によつて得られることが大である。建築の壯麗,輪奐の美は,都市ならでは見ることが出来ない。然し他面建築物の混亂,錯綜を來し不體裁,不潔,不衛生の状態に陥り,天然自然の好風景を毀損する場合も亦多い。都市生活の快適と都市の美觀増進の爲め,これ等醜惡建築物,醜惡構造物を芟除すると共に美的建築物の建設に努

力を要する。これが爲めには各方面の協力を必要とし建築家、工師、家主、地主、市當局者、都市美協會等の協同一致に俟たねばならぬ。⁽⁵⁾

優良建築物の獎勵・保護、都市美協會、都市美術委員會、公共事業美的審査委員會、風景美協會、保勝會等各種團體の協力・援助並に當局の廣告取締、風致維持に關する取締勵行によつて初めて目的を達成出來るのである。

第3節 煤煙と塵埃

§ 127 煤煙

煤煙は都市弊害的一大要素である。産業都市殊に工業都市に林立する數多の煙突より吐き出す黒煙は天を覆ひ、爲めに天日暗く、日光の照射、紫外線を減少して保健上不利、不愉快となしめ、空氣を汚染し、煤塵を降下させて衛生上有害となり、建築物、衣類、商品等を汚損する等損害は莫大な額に達すると共に入々を憂鬱ならしめることが尠くない。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

煤煙の發散殊に黒煙を放散することは不完全燃焼に起因するものにて、燃料の不經濟な使用方法である。依つて燃焼方法の改良、完全燃焼装置、燃料の改善、給炭方法の改善、煤煙取締法の實施、煤煙防減協會の設立等の方法によつてこれ等弊害除去に努めてゐる。

煤煙防止は都市空中の淨化、明朗化、燃料の有效な利用上から必要であつて、完全な煤煙防止には單に工場のみならず各家庭に於ても勵行する要がある。更に進んでは電氣、瓦斯の利用普及に俟つこととなるのである。

これ等煤煙防止の方法を探るにしても、工場の位置は恆風の風下に選び、住居地域、商業地域等が迷惑を蒙ることを専からしめねばならぬ。

§ 128 尘埃

都市に於ける塵埃は道路、空地、煙突、工場より飛散する粉塵、塵芥の飛散等に依つて起る。而して交通頻繁な道路等にありては空氣を汚染

し、器物、商品等を汚損することが大である。都市の塵埃は衛生上有害なるのみならず、日常生活を不愉快ならしめる。

最近道路の改良、鋪装の普及は道路よりの塵埃發生量を大に減少せしめたが、尙道路の清掃を勵行して塵埃輕減に努める要がある。土地の乾燥、疾風の迅來に際しては砂塵を捲き起し、不衛生、不愉快ならしめ、交通の支障さへ來す。満洲及び支那等に多く見られる現象であるが、樹林、草木にて蔽はれること無く、都市内外の綠化不充分な場合にはこの弊害は一層大となる。都市の綠化、森林の保存等は斯る方面よりも必要である。

煙突、工場より發散させる粉塵が空氣を汚染し、降下するこれ等塵埃が不潔、不衛生且不快のものであることはセメント工場附近の降灰状態等によつて其の害を容易に認識出来る。これ等飛塵の蒐集、飛散防止には工場設備の改善を必要とすると共に、斯る工場の位置は都市恆風の下位に選びて、被害を輕減さすことに努めねばならぬ。

§ 129 尘埃棄場

塵芥處理の方法として、市外低濕地の埋立に使用するがあるが、惡瓦斯、臭氣を發散して不衛生なるのみならず、附近の不體裁と醜態とは殆ど堪へ難きものである。土砂棄場も往々同様の醜状を呈するものであるから、これが整理と外觀の整備とに注意せねばならぬ。

次に海濱都市にて塵芥を海中に投棄處理することがある。斯る場合海面上に浮游しつゝ潮流に流し返されて、海水並に附近海濱一帯を不潔、不體裁に陥らしめ、海水浴場として不適當とするのみならず、海濱一帯を悪化するから、海中投棄處理は避ける要がある。⁽⁸⁾

一時紐育市では斯る方法によつて處理してゐたが、其の弊害の甚大なるを認め、塵芥焼却の方法に依ることゝ變更した。衛生的と美観的方面よりして重要である。

第4節 噪音

§ 130 噪音

噪音は近代都市に於ける弊害の一大要素となる。街路上に於ける電車、自動車、車馬の交通による騒々しさ、建築工作場、工場、事務所に於ける機械の運轉、作業、氣笛、ラヂオ、蓄音機、事務執務等による噪音は市民を焦燥ならしめ、安靜を得られなくする。又作業の能率と正確度とを低下させ、疲労を増すこととなる。

都市の噪音は人々を不愉快、不健康にする原因となるから噪音防止、噪音軽減に大に努力せねばならぬ。住居地域等閑静、静寂にして慰安、休養を求めることが大なる場所にありては特に注意を要することである。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

文 獻

- (1) 日本都市年鑑、昭和12年用； 133頁
- (2) American City, June 1935； p. 52.
- (3) City Planning, January 1917； p. 38.
- (4) J. Stübben : Der Städtebau； p. 402.
- (5) V. H. Hubbard : Our Cities To-day and To-morrow, 1929； p. 275.
- (6) 藤原九十郎； 都市の空中淨化問題
- (7) J. R. Ashworth : Smoke and the Atmosphere, 1933.
- (8) Regional Survey of New York and Its Environs, Volume VIII； Public Services, p. 92.
- (9) N. W. McLachlan : Noise, 1935.
- (10) 第四回都市問題會議、研究報告 2； 233～263頁
- (11) American City, Feb. 1931； p. 97～101.